

令和8年6月定例会 まちづくり・魅力向上対策特別委員会（事前）

令和8年6月11日（木）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	岡田	理絵
副委員長	元木	章生
委員	井村	保裕
委員	山西	国朗
委員	東条	恭子
委員	長池	文武
委員	井下	泰憲
委員	浪越	憲一
委員	岡	佑樹

委員外議員

議員	仁木	啓人
議員	立川	了大
議員	扶川	敦

議会事務局

政策調査課副課長	仁木ちあき
政策調査課係長	山田有希子
政策調査課主任	小笠亜都美

説明者職氏名

〔観光スポーツ文化部〕

部長	阿部	順次
交流拠点整備担当部長	伊澤	弘雄
観光地域づくり統括監兼副部長	出口	修
副部長	秋山	孝人
次長（連携担当）	大岡	士郎
観光スポーツ文化政策課長	森本	伸一
交流拠点戦略課長	松本	進一
交流拠点戦略課施設活用推進室長	小溝	良子
観光政策課長	原	裕二
観光政策課みなみ阿波観光振興担当課長	井内	泰
観光政策課にし阿波観光振興担当課長	中島	功志
観光政策課受入環境整備室長	尺長	賢
観光政策課にぎわい創出室長	大崎	理英

スポーツ振興課長	加藤 泰
スポーツ振興課スポーツ交流室長	松本 美和
スポーツ振興課ワールドマスタースゲームズ推進室長	吉田 達彦
文化振興課長	漆原 学
文化振興課文化資源活用室長	櫻木 大介

〔知事戦略局〕

局長	木野内 敦
プロジェクト統括監	福岡 克己
政策推進室長	高木 和久
調整室長	山本 雄史

〔生活環境部〕

交通・生活安全担当部長	吉成 浩二
交通政策課長	橋本 貴弘

〔県土整備部〕

部長	神原 聡
副部長	原田 直樹
次長（県土整備政策課長事務取扱）	脇谷 浩一
都市計画課長	桂野 孝
都市計画課まちづくり室長	多田 友和
営繕課プロジェクト室長	齋藤 実
港湾政策課長	村上 宗用

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料）

【報告事項】

- 「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業基本・実施設計業務」公募型プロポーザルについて（資料1）
- アリーナの検討状況について（資料2）
- あすたむらんどのリニューアルについて（資料3-1、資料3-2）
- 「とくしまマラソン2026」の開催結果について（資料4）
- 「とくしまマラソン2027」事業基本計画について（資料5）
- 万代中央ふ頭におけるイベント開催の対応について（資料6）

岡田理絵委員長

ただいまから、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を開会いたします。（10時41分）
直ちに議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

なお、今年度のまちづくり・魅力向上対策特別委員会においては、理事者の説明は着座のままなさいますようよろしくお願いいたします。

阿部観光スポーツ文化部長

それでは、今定例会に提出を予定しております案件につきまして、説明資料により、御説明申し上げます。3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算について、私からは、令和8年度一般会計補正予算案の歳入歳出予算の総括表及び観光スポーツ文化部関係について、御説明を申し上げ、引き続き各所管部から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

一般会計につきまして、関係する4部局の補正総額として、総括表一番下の合計欄の左から3列目に記載のとおり、8億3,437万7,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、68億864万8,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、観光スポーツ文化部関係につきましては、総括表の一番上の欄、左から3番目に記載のとおり、2億1,410万円の増額をお願いいたしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、25億8,476万9,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に部別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。交流拠点戦略課でございます。観光費のアスティとくしまファシリティ機能向上事業では、アスティとくしまにおいて、敷地全体の円滑な動線の検討やスムーズな入出庫を可能とする駐車場設備の導入を行うとともに、あすたむらんどリニューアル支援事業では、あすたむらんど再整備に向け、専門事業者への技術的支援業務の委託などを行う経費として、合わせて3,000万円を計上しております。交流拠点戦略課の補正後の予算総額は、5億3,348万1,000円となっております。

5ページを御覧ください。観光政策課でございます。運輸交通対策費の徳島阿波おどり空港将来ビジョン推進事業では、本年3月に策定された徳島阿波おどり空港将来ビジョンに基づき、空港施設の機能強化や魅力向上に向けた調査を行うとともに、空港駐車場の機能強化に必要な支援などを行う経費として、3,700万円を計上しております。観光政策課の補正後の予算総額は、13億4,618万円となっております。

スポーツ振興課でございます。計画調査費及び観光費のとくしまマラソン支援事業では、新コースとなる大会の開催を支援し、県民のスポーツ振興や健康増進、にぎわいの創出につなげるとともに大会の魅力アップを図る経費として、体育振興費の夏期スポーツ熱中症対策支援事業では、記録的な猛暑が予測される中、物価高騰に伴う子育て世帯支援として、保護者の経済的負担を軽減しつつ、安全な夏期スポーツ環境を確保するため、競技団体等に対して熱中症対策に要する備品の購入を支援する経費などとして、合わせて1億4,710万円を計上しております。スポーツ振興課の補正後の予算総額は、4億2,621万7,000円となっております。

9 ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。交流拠点戦略課の予算案に関連して、徳島県立産業観光交流センター等の管理運営協定について、駐車場設備の導入に伴う管理運営費の増による追加の債務負担をお願いするものでございます。

10 ページを御覧ください。その他の議案等につきまして、2 点、御説明いたします。

1 点目、条例案でございます。徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、施設の効率的かつ適正な利用を図るため、多目的ホールの使用料等について、所要の改正を行うものでございます。

13 ページを御覧ください。2 点目、令和7年度繰越明許費繰越計算書でございます。昨年度の定例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めた結果、繰越額が確定いたしましたので、各課別の繰越明許費の状況を記載しております。表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、4億7,712万9,000円に確定いたしました。その内訳といたしまして、課名と事業名を記載しております。これらの事業につきましては、早期完了に向けて努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が、今定例会に提出を予定している案件でございます。

続きまして、この際、5 点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。新ホール整備の公募型プロポーザルについてでございます。

まず、1、参加表明者数につきましては、18者からの参加表明があり、提出された書類に基づき、一次審査を実施いたしました。

2、一次審査結果につきましては、審査委員会による書面審査を実施し、得点上位の5者を二次審査に進む事業者として選定いたしました。具体的な事業者名については、記載のとおりとなります。

3、今後のスケジュールとしましては、7月13日までに技術提案書の提出を受けた後、7月27日に二次審査を実施し、優先交渉権者を決定の上、イメージ図を公表することとしております。

また、こうしたスケジュールと並行して、6月中旬頃に追加地質調査業務を、7月中旬頃に、設計業務と並行してコストや品質等の管理を行い、設計内容や事業費の最適化を図るコンストラクションマネジメント支援業務の業者選定を開始したいと考えております。引き続き、着実な新ホール整備を進めてまいります。

資料2を御覧ください。アリーナの検討状況についてでございます。

まず、1、基本計画検討委員会としましては、有識者で構成される検討委員会をこれまで3回開催し、専門的な観点から、アリーナ実現に向けた議論を頂きました。

これまでの議論のポイントとしまして、目的・機能について、アリーナ施設だけでなく、予定地全体でにぎわいを創出するアリーナパーク的なものとすべき。用途について、プロスポーツをはじめとしたトップレベルのエンターテインメント空間を創造すべき。規模について、プロスポーツで求められる基準などから、6,500席から7,500席、コンサート会場として、5,000席から6,000席規模が妥当。整備手法等について、コストや収益を踏まえた民設民営や新たな官民連携手法などを検討、既存施設との役割分担を明確化などの意見を頂いています。

2、徳島市との協議では、先月27日に、市有地の活用に向けた県市協議を実施しており、

基本計画の策定作業とともに、引き続き協議を行ってまいります。

3、今後のスケジュールとしましては、7月から8月に関係団体等に対するサウンディング調査を実施し、9月には、その調査結果を踏まえた進捗状況の御報告をさせていただく予定としており、12月の基本計画策定に向けて、取組を進めてまいります。

資料3-1を御覧ください。あすたむらんどのリニューアルについて御報告させていただきます。

1、あすたむらんどリニューアル基本構想についてでございますが、令和8年2月定例会において報告した基本構想(素案)につきまして、パブリックコメントの結果等を踏まえ、本定例会所管事前委員会終了後に策定する予定でございます。パブリックコメントの結果につきましては、記載のとおりでございます。

2、今後の取組としましては、まず、あすたむらんどの老朽化の現状や社会情勢の変化に鑑み、施設を全面休園させることなく、段階的に再整備を進めてまいりたいと考えております。

その上で、この度計上させていただいている6月補正事業の活用により、老朽化した施設の改修更新の比較をはじめ再整備の具体化を進めていくこととし、公園やレジャー施設の運営・整備に精通したコンサルタントへの委託を想定しております。

また、併せて、翌年度以降の施設運営につきまして、安定した運営を確保するための手法を検討してまいります。なお、基本構想の詳細につきましては、資料3-2を御参照ください。

資料4を御覧ください。「とくしまマラソン2026」の開催結果についてでございます。

1ページを御覧ください。2026大会につきましては、去る3月22日に開催し、海外ランナーを含め県内外から、8,307人のエントリーがあり、7,375人が出走し、7,008人が完走されました。

2ページを御覧ください。収支決算見込につきましては、とくしまマラソンの会計期間は8月1日から翌年7月31日までとなっているため、現在、2026大会の決算は確定しておりませんが、現時点における見込みとしましては、予算と比較して、収入が約720万円減の2億5,914万8,000円、支出が約1,945万円減の2億4,691万4,000円となり、約1,223万4,000円の黒字決算となる見込みであります。

なお、最終の収支決算については、来る9月定例会において、御報告させていただきます。

資料5を御覧ください。「とくしまマラソン2027」事業基本計画についてでございます。

1ページを御覧ください。去る6月5日に開催されましたとくしまマラソン実行委員会総会におきまして、2027大会の事業基本計画について御承認を頂いたところでございます。

1、マラソンにつきましては、(1)開催日を、令和9年3月14日日曜日とし、スタート時間は午前8時20分で、競技時間は第2ウェーブスタートから6時間30分と設定しております。

コースでございますが、これまでの堤防道路を中心とするコースから大きく変更し、徳

島市のとくぎんトモニアリーナ前をスタートし、鳴門市のポカリスエットスタジアムをゴールとする市街地を走る新コースで開催いたします。

参加料につきましては、前大会の1万1,000円から1万3,000円へ改定し、参加賞につきましては、引き続き希望制としております。

次に、2、関連イベントでございます。マラソン当日に鳴門・大塚スポーツパークにおきまして子供や車いすの方も参加できるチャレンジランを開催するほか、本県の魅力を発信する各種イベントの実施を検討してまいります。

2ページを御覧ください。3、収支見込でございますが、収入の部では、県などからの補助金・負担金1億6,200万円をはじめ、参加料や協賛金・広告料などを含めた3億2,068万9,000円を見込んでおり、支出の部につきましても、収入の部と同額の3億2,068万9,000円を見込んでおります。

なお、2027大会の詳細につきましては、来る9月定例会において、改めて御報告させていただきます。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉成生活環境部交通・生活安全担当部長

続きまして、6月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

はじめに、令和8年度一般会計補正予算案につきまして、説明資料により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の上から4段目、生活環境部の左から3列目、補正額欄に記載のとおり、合計で1億380万2,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、4億3,019万9,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きましては、部別主要事項説明により、生活環境部の主な事項について、御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。交通政策課でございます。目名、運輸交通対策費の摘要欄①、アの地域公共交通事業継続応援事業では、燃料価格高騰等が長引く中、事業継続に向けた取組を推進する公共交通事業者を支援するための経費として、4,180万2,000円を計上しております。

同じく、イの地域公共交通物価高騰対策支援金では、あらゆる物価が高騰する中、県民生活を支えるバス事業者等の運行を支援するための経費として、3,200万円を計上しております。

同じく、ウの地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業では、各公共交通の特性を生かした稼ぐ力を高めるため、公共交通事業者が提案する優れた取組を支援するための経費として、3,000万円を計上しております。

以上、交通政策課の補正後の予算総額は、4億3,019万9,000円となります。

次に、その他の議案等につきまして、1点御説明いたします。

14ページを御覧ください。令和7年度繰越明許費繰越計算書でございます。昨年度の定

例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、繰越額が確定いたしましたので、繰越明許費の状況を記載しております。

表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、生活環境部の合計額は、1億2,166万7,000円となっております。これらの事業につきましては、早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

なお、生活環境部において報告事項はございません。よろしくお願いいたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

神原県土整備部長

続きまして、県土整備部の関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から2段目、左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で、5億1,647万5,000円の増額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、37億8,668万9,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

8ページを御覧ください。補正予算に係る部別の主要事項説明でございます。

都市計画課でございます。公園整備事業費として、4億6,197万5,000円の補正をお願いしております。

港湾政策課でございます。港湾補修事業費として、5,450万円の補正をお願いしております。

その他の議案等でございます。11ページを御覧ください。変更請負契約でございます。

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）に係る変更請負契約でございますが、この工事につきましては、工期及び設計単価の変更に伴う契約金額の変更の御承認をお願いするものでございます。

12ページを御覧ください。一般会計の令和7年度継続費繰越計算書でございます。

都市計画課の鳴門総合運動公園野球場改築事業につきまして、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から5列目の令和7年度継続費予算現額の計の欄、59億6,019万円に対し、更に右へ3列目の翌年度通次繰越額の欄に記載の29億9,800万1,103円が通次繰越となったものでございます。

15ページを御覧ください。令和7年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。

表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、都市計画課ほか1課の合計額につきましては、17億8,687万2,879円となっております。

これら、繰越明許費につきましては、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどによりやむを得ず繰り越すものでございます。繰越しいたしました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、

よろしくお願い申し上げます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告させていただきます。

資料6を御覧ください。万代中央ふ頭におけるイベント開催の対応についてでございます。

イベントの概要でございますが、公益社団法人日本建築家協会四国支部徳島地域会が主催する、石上純也氏の徳島文化芸術ホールをテーマとした展覧会が、2026年6月1日から、万代中央ふ頭第一倉庫で行われる予定でありました。

経緯でございますが、5月25日に倉庫所有者から県土整備部へ、本展覧会を開催する旨の報告があったことを受け、県におきましては、本展覧会が別紙1の万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に基づくまちづくり及び活性化につながるかどうかの検討を重ね、5月28日に倉庫所有者へのヒアリングを行い、翌29日には、別紙2の覚書第8条に基づき、倉庫所有者に対し、本展覧会の開催場所として使用を認めないよう別紙3の要請を行ったものでございます。

中止要請の理由といたしましては、本展覧会の目的が、万代中央ふ頭の目指すまちづくり及び活性化につながらないと判断したものであります。

今回、結果として直前での要請となり、関係者の皆様に御迷惑をお掛けする事態を招いてしまいました。

今後は、万代中央ふ頭のにぎわいを共に創り上げてきた重要なパートナーである倉庫所有者や関係者の皆様とこの度の検証を進め、県民の皆様に愛される万代中央ふ頭のにぎわいづくりに取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田理絵委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

東条恭子委員

昨日もいろいろ審議をされたようなのですが、今回の万代中央ふ頭のイベントの問題もそうですし、新ホールの計画の遅れについて私の元にも多くの県民の声が寄せられています。

その声は決して批判のための批判というのではなく、どうして説明が変わったのか、何が本当なのか分からない、文化の場まで揺らぐのはおかしい、新ホールは本当にできるのかといった率直な、切実なお声です。

県民の皆さんは今回の展覧会の件と新ホールの遅れを別々の問題として見ていないと思います。どちらも県政の説明が見えにくく、判断の根拠が分からないという不安につながったのだと私は思っています。その積み重ねが県政や知事への信頼の揺らぎとなっていると思っています。

今回の展覧会の判断をめぐっては、県の説明が二転三転したり、知事の発言も新聞で反論するというような事態、県民からは何を根拠に展覧会の中止を判断したのかよく分からないという声が寄せられているのです。ここにも今日、理由は入れてくださっていますけれど、今回の判断について、県土整備部がされたのか、誰がいつどのような理由で、具体的なものがもう少し分かるように、その意思決定のプロセスというのを公表すべきでないかと思うのですが、どうお考えでしょうか。

村上港湾政策課長

ただいま、東条委員から、今回の展覧会の開催を中止に至った理由、それから意思決定についての御質問がございました。

当箇所につきましては万代中央ふ頭の第一倉庫で、まずは5月25日に倉庫の所有者から連絡がございました。

当初、展覧会を開催するという内容は具体的ではなかったのですが、大分具体的になってきたところで5月25日に御報告を頂いたところでございます。

これを受けまして、倉庫の所有者の方に5月28日にヒアリングを行いました。そのヒアリングを行った結果、内容といたしましては、倉庫の所有者からは展示内容の確認が遅れた、それから、タイミング的に今から主催者に断りを入れるのが難しい、この展覧会が開催されることで万代中央ふ頭の印象がどうになってしまうのか心配といったことでした。

これを受けまして、県としましても万代中央ふ頭でこの展覧会が開催されるのがいいのか悪いのかといったところを判断いたしまして、5月29日に万代中央ふ頭での開催につきまして、今日の資料にございますけれど、倉庫の所有者と巻いております覚書の第8条に基づきまして、倉庫の使用について認めないようという要請を行ったというところでございます。

理由が分からないということなのですが、この万代中央ふ頭は元々物流倉庫としてずっと使ってきておりました。

港がどんどんマリニピア沖洲に展開していった、こちらは倉庫の物流の拠点として使われていた所が、物流が大分なくなってきた、倉庫街だけが残っていたという状況でございます。

そうした所をどうしていくかというところで、NPO法人のアクア・チッタとかが一生懸命イベントとか、ごみ拾いとか、そういった活動をなされて、徐々に知名度が上がり、ブランド化も進んできた。県もバックアップしていこうということで、万代中央ふ頭のにぎわいづくり協議会というのをこしらえました。

協議会は倉庫所有者、県、利用者といった方々からなるのですが、そこで議論して万代中央ふ頭のにぎわいづくり構想というのを定めております。

こちらでにぎわい空間をどうしていくかという方向性、コンセプト、そういったものを決めております。それに基づいて、まちづくりをしていくという方向性に同意していただ

いた方に限って、倉庫以外のことで利用できるという、そういった特別な場所でございます。

本来は倉庫しか使えないけれども、構想に基づくまちづくりと一緒にやっていただこうという方に限って特別に倉庫以外に使えるといった所に、展覧会はどうしたことかということで判断したところでございます。

この万代中央ふ頭の構想にある倉庫コミュニケーションの拠点として地域活性化、観光振興を図るための空間であるとか、またホールの建設の進められている最中での開催といった観点から検討した結果、万代中央ふ頭が目指すまちづくり及び活性化につながらないのではないかというところだけでなく、新ホールのプロポーザルの進捗中、万代中央ふ頭の開催につきましては、新ホールの建設に混乱を招くおそれがあると考えられるということで、覚書の8条に基づきまして、倉庫所有者に対し展覧会の開催場所として使用を認めないよう要請を行ったという経緯でございます。

東条恭子委員

私は理由がよく分からないのです。にぎわいづくりですよね。そこに旧文化ホールの計画はどんなのだったのだろう、それを参考にまた新しいホールに反映していくということも含めて、混乱させるようなことは絶対ないと、私は反対に思うのです。

今回のように文化活動が政治的な意向で今後も左右されるというのは不安があるので、昨日の委員会でも今後の貸し出し基準や運営基準を明文化する方向が出されていると思うのです。私はこれまで誰もが気楽に借りられて、余り枠がなくて、それでもっといろんなにぎわいづくりがそこで広がっていた、NPOのアクア・チッタみたいな、にぎわいに関わろうという人たちが集まっていた、やりやすかったというのもあると思うのです。今回こういう状況になったので、政治的な介入を防ぐということも含め、第三者のチェックも必要かなとは思いますが、今、万代中央ふ頭で事業をやられている万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様の意見は絶対尊重すべきだと私は考えるのです。規則とか基準を作る中には、そういう意見は反映すべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

村上港湾政策課長

ただいま、東条委員から、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様の御意見を聞いて慎重に考えていくべきではないかという御意見を頂きました。

万代中央ふ頭におきましては、先ほども言いました港湾施設管理条例に規定するもの以外の建物の用途につきまして、構想に基づいて規制緩和、それから運用指針により基本的な事項を定め、新たに認める用途を構想の中身に沿った利用ができているかどうかという観点で、総合的に判断をするようになっております。

この度、要請に至った理由が非常に分かりにくいという声を頂いていることについては、もう少し時間を掛けて丁寧な説明が必要だったと反省はしております。

当エリアは、民間と県が一緒になって、まちづくりを進めてきておりました。昨年度からは岸壁の緑地化とも進んでおり、更なるにぎわいの創出に着手した最中に起こった事案でもあるということで、東条委員もおっしゃっていた今回の事案を契機に万代中央ふ頭に

ぎわいづくり協議会をはじめ関係者の皆様の声をしっかりと聞いて、倉庫の利用に当たっての手續、手順等の具体的なルールを検討して、民間事業者が利用しやすく、県民の皆さんが更に立ち寄りたくなる明るく開かれた万代中央ふ頭となるように取り組んでまいりたいと考えております。

東条恭子委員

万代中央ふ頭で事業をされている方々の御意見とかも十分聞いていただきたい。

作られるのだったら、いつぐらいまでにとという見通しはあるのですか。反響を頂いている状況なので、早急に作るというのは大体目処がついているのかどうか、それはお考えでしょうか。

村上港湾政策課長

ただいま、東条委員から、ルール作りをいつぐらいまでにとという御質問でございました。

現在、この展覧会につきまして、いろいろ検討を進めた結果、こういった開催ができなくなったということについて、これを契機にこれから万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様、それから関係者を含めまして議論を進めていきたいというように思っております。

東条恭子委員

私も心配しているのは、今まで使い勝手が良かったという倉庫関係が、そういう規則とか決まりで使いにくくなる、それはにぎわいづくりにも反映されると思いますので、十分検討して作っていただきたいと思います。

それと新ホールについて、今は設計者を決める段階ということで、今日もスケジュールを教えていただいたのですが、まだ事業者が決まらないとか、完成時期の見通しも県民には分かっていない、本当にホールができるんだろうか、何が遅れているんだろうかという声が私にもいっぱい来ます。

諦めたらいいのかみたいな話が来ますけれども、現時点までの現実的な工程表を先ほどは示していただきましたけれども、前回2030年2月の完成を目標としてやっていくという御答弁をされているのですけれども、その辺についても、この目標は一応置いて、4年後には完成を目指していく、そのためには、いつまでにどういうことをしていくことが必要なのかと思うのです。お金についてもそうです。200億円を目標に4年後ということを、この前聞いたように思うのですが、その点についても明確にお答えを頂きたいと思います。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、東条委員より、新ホールのスケジュール、コストにつきまして御質問を頂きました。

本日報告させていただきましたように、新ホール整備につきましては令和8年3月30日に設計事業者の公募、そして7月27日には二次審査を経て設計事業者を選定し、設計に着手したいと考えているところでございます。

その中で設計期間につきましては、これまでの新ホールの調査モデルプランを基にしますと約1年6か月の設計期間を見込んでおります。その中で基本設計につきましては令和

8年3月まで、また実施設計につきましては令和10年4月までを履行期間としまして、現在、公募を行っているところでございまして、事業者からの提案を経て設計期間は固まってまいります。

また、今回採用しております設計施工分離発注方式につきましては、工事期間は設計事業者からの提案でありますとか、設計期間中における事業者との協議などを経て具体化をしていくというところになりますので、今の段階ではスケジュール的なものは申し上げられないところでございます。

また、設計に当たりましては、コストにつきましても、募集段階では、新ホールの早期整備プランで示す新ホールの想定延べ床面積を当て込んで単純計算いたしますと200億円まで及ぶ状況となっているところでございます。

こちらにつきましても、しっかりと設計事業者が決まった段階で、徹底したコスト管理、また建設コストはもとより、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画にしていきたいというところで、設計協議の中で具体化していくと考えております。

東条恭子委員

県民はいつぐらいに完成して、大体どのぐらい要るのかというのが明確にパーンと出ると、それに向かって知事は早急に作ろうとしているというのを信じられると思うのです。県民の声に、本当にきちんと正面で向き合って、知事自体も信頼を取り戻していくということをしちんとやっていただきたい。

今後もホールに関しては皆さんの期待もすごくありますので、その旨を申し上げて真摯に対応していただくように要望したいと思います。

長池文武委員

聞き漏らしたのですが、スケジュールのところで基本設計が令和9年3月と言ったのか、実施設計かな、そこをもう一回お答えください。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、長池委員より、スケジュールのことで御質問を頂きました。

繰り返しになりますが、現在の公募におきましては基本設計が令和8年3月まで、実施設計が令和10年4月までを履行期間としております。

長池文武委員

基本設計はできているのか。今、何年だ。

松本交流拠点戦略課長

失礼いたしました。

基本設計につきましては令和9年3月まででございます。そして実施設計につきましては令和10年4月まででございます。大変失礼いたしました。

長池文武委員

俺だけ聞き間違えたのか、先ほど8年と言ったような、多分古い資料なのかなと思います。

実施設計というのは詳細設計というのだよね。言い方は私は、プロではないから分からないが、これが令和10年4月。ちなみに今、揉めている、前の新ホールの実施設計というのはできているように思うけれど、あれができたのはいつだったか、まだできていなかったか。

（「できています」と言う者あり）

できていますよね、別に誰でもいい、ほかの部局でも、知っている人でいい。

岡田理絵委員長

小休します。（11時23分）

岡田理絵委員長

再開します。（11時24分）

松本交流拠点戦略課長

前計画での実施設計につきましては、令和5年12月に建築基準法など法令での手続を除きまして完了しております。

長池文武委員

令和5年12月に完了しているのですね。分かりました。

単純に4年半遅れたという感じかな。多分、今、言っているのはうまくいったときのもののなので、これ以上、遅れないようにしなければいけないと思いました。

東条委員が言っていた展覧会の中止要請をしたというのは、一番の目的が新ホール建設に混乱を招くおそれがあることと聞いています。

最初の報道でもそんなようなことを言っていたので、まちづくりうんぬんというのは、どちらかという後付けかなという印象はあるのですが、新ホール建設に混乱を招くおそれがあるという理由は今も変わらないはずなのですけど。県として展覧会に対する混乱を招くという見方は変わっていないのですか。

村上港湾政策課長

展覧会の場所として認めないという要請に至った理由という御質問でございます。

この展覧会の目的が、一度立ち止まり、協定が継続しているホール計画を含め、考える機会を設けるべき、これはホームページに出ておりました。

それと、この内容が万代中央ふ頭のまちづくりの内容にも触れられていないことから、万代中央ふ頭のまちづくり及び活性化につながらないということでもあります。

また、新ホールのプロポーザルの手続が進んでいる中で、万代中央ふ頭での開催が新ホール整備に混乱を招くおそれがあると判断したものであります。

万代中央ふ頭での展覧会の開催が、新ホール整備に混乱を招くおそれがあるというところが少し分かりにくいということでございますけれども、万代中央ふ頭そのものは、集う、

憩う、楽しむ、そういったコンセプトでにぎわいづくりを進めているところでございます。

展覧会の開催というのは、万代中央ふ頭の和やかな空間の雰囲気合わないだけでなく、民間主導によりこれまで積み上げてきた万代中央ふ頭のブランドの価値の低下、そういったものを招くおそれが懸念されるなど、にぎわいづくりにつながらないものと考えたところでございます。

それと、万代中央ふ頭の第一倉庫というのは、県の港湾用地に建てられていることに併せて、県のホームページでイベントとかショップとか、そういったにぎわいづくりに取り組んでいる方々の情報を常に発信しているといったところもあり、今回の展覧会を開催されると、あたかも県が今回の展覧会に関わっていると誤解を招く懸念があるということから、新ホールの建設に混乱を招くおそれがあるといった判断をしたものでございます。

長池文武委員

余り答弁しないほうがいいのかもしれないような気がしてきて、村上港湾政策課長が悪いのではないのだけれど、この前、一昨日かな、知事が記者会見をした時に、とにかくこれは県が今進めていることと違うアピールをしていると。

例えば、一度立ち止まってとか、混乱を極めてないのに混乱を極めたように書いているということで、いわゆる展覧会の趣旨がおかしいというような意味合いで記者会見の冒頭でいっぱいしゃべりまして、その後、まちづくりみたいな、万代中央ふ頭の場所はいけないと。

このあと、あわぎんホールでやったらどうですかみたいなことを言っていたように思うのです。あわぎんホールだったらいいのに、別にほかでもと。

でも村上港湾政策課長は今、厳しかった。あんなことを言わなかったら、今みたいなのを言わなくていいのに。

結局、あわぎんホールでやってもホームページに載るのです。しかも今度、新しいホールを作っている真横です。知事の提案より万代中央ふ頭のほうがよほどいいと思うけれど。

万代中央ふ頭をにぎやかにしたかったら、前の計画のほうがよほど万代中央ふ頭に近いです。

知事が、あわぎんホールでやったらどうですか、そのほかいっぱいありますよという発言に対して、県はそれをお受けできるのですか。

それともスケジュールがいっぱいなのかな。ほかに何か県の、文化の森のほうが、建築作品として似合うと思うのです。文化の森とかどうでしょうかね。担当部局がいらないと思うのですが。要は、言いたいのは、中止要請した時に代替開催場所の提案とかもしたのかどうかを確認してください。

村上港湾政策課長

ただいま、長池委員から、展覧会が中止に至ったというところで、ほかの場所はないかという意見でございますけれども、県としましては、展覧会そのものの開催を否定したいということではございません。作品の発表自体の制限を拒んだりするといったことではございません。

県のほかの施設とか、そういった所での開催につきましては、万代中央ふ頭倉庫にも

ルールがあるように、それぞれの施設もルールがあるので、そのルールに基づいて判断されるものかと考えております。

今回、直前の中止要請に至ったというところで、そういったところにつきましては反省しているところでございますけれども、具体的には時間がなかったということで、県から次の場所という形での提案は行われていなかったという状況でございます。

長池文武委員

村上港湾政策課長、もういいです。これ以上、質問したら気の毒なので。

要は、まずはこの展覧会の見出しだったり、中身だったり、俗っぽく言えば、気に入らないところから出発しているのではないかなと思います。

気に入らないけれど圧力を掛けたら問題になるかなと思って、にぎわいづくり協議会も挟んで話し合っ、万代中央ふ頭の使い方としては不適という理由を付けたのかなと。

けれども、あの倉庫は昔、変な人形を隠していたりしていたでしょう。申請はしていないのだけれど、あれに比べたらよほどいい使い方だと思うのだけれど。

そんな過去もある中で、私は、ある意味いろんな方が使いやすいというのが開かれたという意味だと思います。

使う目的がまちづくりに資するとか、にぎわいに資するといっても、例えば暴力団とかは法律で貸したらいけないから、あんなのはいけない。あとオウム真理教もいけないらしいです。

微妙な集団、殺人したところはいけないのだけれど、それ以外だったら、ある程度開かれた貸し方をしているかなと思うし、それがどうも政治的な思惑で中止にしたとなると、大きな問題になるのは予見できたはずなので、今後そういうのを防ぐために利用規定をしっかりとするというのとは一つ方法としてはあるのだけれども、より縛るというのは開かれたとは反対、真逆になるのです。

だからオープンであってほしいなと思うし、できるだけ県民の方に情報も発信してもらって、いろんな方が訪れるようなふ頭になっていただきたいなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。まだほかの案件があるのですが、一回休憩します。

井下泰憲委員

幾つか質問させていただきます。

最初に言うておきますけれど、今回の質問を、昨日も作っていたのですが、しっくりこないというか、すっきりしないところがたくさんあって、とっ散らかっているのです。

なぜかという、法的なプロセスとか法的根拠に基づいて、我が国は法治国家で、しかも県という行政が、なぜそういうことをしたのか全く理解ができないというか、やっているのかもしれないですけど、私には伝わってこないのです。

それで、とっ散らかるかもしれないですけど、一個ずつ教えていただけたらと思うので、よろしくお願いします。

最初の質問なのですが、知事は6月5日の取材で民間事業者が判断した、県は相談しただけだと。二日前の会見は、5月25日に倉庫管理者がこんなはずではなかった、こんな目的でこんなことをやるのかと不安に思って相談してきた。

一方、志田副知事は6月4日に新ホール整備計画を止めるための企画、行政手段にストップを掛けるための企画だから中止要請を行ったと説明をしております。

更に知事の会見では、今、県民が待ち望んでいる新ホールをもう一度立ち止まると書いてあるのですよね、そして全く事実と違う、混迷を極めていないですから、こういうことを書いた目的という、こういうことを書かずに、ちゃんと純粹に作品展をやるということであればよかったのではなかろうかなと発言をされています。これは先ほどの志田副知事の発言と一致しています。

そこでお伺いをいたします。今回の中止要請は倉庫管理者からの相談を受けた結果なのか、それとも展覧会の内容を問題視した結果なのか、どちらですか。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、今回の件につきまして倉庫所有者からの報告に基づくものなのかといった御質問がございました。

今回の事案の経緯ですけれども、5月中旬に主催者である日本建築家協会四国支部徳島地域会からイベントの会場となった倉庫の所有者に対して、建築のまちづくりの企画展の場所を貸してほしいとの打診が口頭であったと聞いております。

井下泰憲委員

どちらか言ってください。質問時間がないので。

村上港湾政策課長

今回の具体的な状況ですけれども、5月25日に倉庫所有者から県に報告がございました。そこで検討した結果、覚書の第8条に基づきまして、要請を行ったということでございます。

井下泰憲委員

ということは、展覧会の内容を問題視した県の判断ではなくて、飽くまでも倉庫の所有者からの相談を受けた結果だということによろしいですね。

村上港湾政策課長

5月25日に、まず倉庫所有者から報告がございました。その後検討を重ねて5月28日に倉庫所有者にヒアリングを行いました。

展示内容の確認が遅れたがタイミング的に主催者に断りを入れるのは難しい、この展覧会が開催されることで万代中央ふ頭の印象がどうになってしまうのか心配といったヒアリングの結果を踏まえまして、県として万代中央ふ頭の目指すまちづくりや活性化につながらないと判断して、5月29日に関係部局まで情報を共有した上で知事まで報告を行って、倉庫所有者に開催場所として使用を認めないように要請して、倉庫の所有者が県の要請に従って主催者に場所貸しを断ったという、そういった経緯でございます。ボトムアップという形での判断でございます。

井下泰憲委員

分かっています。分かっているけれど聞きたいのは、この2者どちらが止めてほしかったのですかというところです。全然違いますからね。

そこで万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会から何か恐怖を感じるではないけれど、そういったイベントだという報告、相談があったのかということ、知事が言っていたかもしれませんが、村上港湾政策課長のところの方が5月25日に協議会から、こういった、怖いではないけれど、そういった質問というか、相談があって、それは村上港湾政策課長が受けたということですか。

村上港湾政策課長

井下委員から、5月25日にそういった御相談があったのかという御質問でございます。

5月25日に倉庫の所有者から、まず万代中央ふ頭における展覧会の開催内容についての御報告がございました。

先ほど言いましたように、それと併せて開催につきまして、こういったことをしていくかということで、改めて5月28日に詳しいヒアリングをしました。

ヒアリングの内容を踏まえて県が判断したということで、このヒアリングの内容につきましては庁内、上まで情報共有しております。そういった中身で行政的な話を上に上げたというところでございます。

我々の情報は、今言った内容で上げたというところで、知事の発言の趣旨については分からないところでございます。

井下泰憲委員

はっきり言わないと分からないです。

万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会が来た時に、そういった恐怖を感じているような内容でお伝えしたのですか。

あるいは、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会がこんなはずではなかった、こんなことをやるのか、こんな攻撃的でと不安に思ったと言っているのですよね。間違いありませんよね。

村上港湾政策課長

5月25日の報告の内容は、万代中央ふ頭での展覧会の内容がホームページに載っているような内容ということでの御報告がございました。

これを踏まえて県土整備部内でいろいろ検討して、先ほども申しましたように5月28日にヒアリングした内容を伝えた上で、最終的に県として、港湾政策課から判断して県土整備部内に上げて、行政的なボトムアップという形で報告をしていると、そういった状況でございます。

井下泰憲委員

だから、何回も言いますが、私は万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会がこういった恐怖を感じていたのかどうか聞いているのです。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会から恐怖を感じたといった発言があったのかということでございますけれども、倉庫の所有者から5月25日に開催内容についての報告がございました。

先ほど言ったように5月28日には、そういった恐怖を感じたといった発言は聞いておりません。

井下泰憲委員

ということは、知事が会見でおっしゃった内容は、知事がそこで話されただけということですか。そういったことは事業者も言っていないと、恐怖を感じるような雰囲気でもなかったと。

であれば、なぜそういうことを会見でおっしゃったのか分かりませんが、港湾政策課からボトムアップしていく際に、当然そういった話が、今言ったみたいにいろんな協議していったという時に、恐怖を感じたというような話が出ているという、知事がおっしゃっていますけれども、これはその共有認識か、実際に現場から出てきたものが上がっていった知事が発言されたのか、それとも知事があその会見の場で、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会がそうやって思っているというように勝手に言ったのか、どちらですか。

岡田理絵委員長

小休します。（11時45分）

岡田理絵委員長

再開します。（11時46分）

井下泰憲委員

私の勘違いというか、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会という話になっていますが万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会ではなくて、ごめんなさい、5月25日に相談に来た方ですよね。万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会と言っているところを、相談に来た方に置き換えてください。すみません。

相談に来た方が、当然そういった状況だったということでよろしいですか。

村上港湾政策課長

万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の方が相談に来たのではなく、倉庫の所有者から5月25日に報告がございましたというのが事実でございます。

井下泰憲委員

倉庫の所有者が来たのですよね。ごめんなさい、そこは私が間違えていました。

倉庫の所有者は、知事がおっしゃっているように恐怖感を感じるとか、あるいはこんなはずではなかった、こんなことをやるのか、こんな目的で、というように、そこで相談さ

れたのですか。

村上港湾政策課長

まず5月25日なのですけれども、倉庫所有者の方から県に対して電話があって、その時は万代中央ふ頭の展覧会の開催内容についての御報告がございました。

それをもちまして県土整備部内で、先ほども申し上げました理由で検討して、判断して、ボトムアップで上げていきました。

そのあと5月28日に倉庫所有者にヒアリングを行いました。県土整備部内で検討する中で5月28日にヒアリングを行った内容、展示内容の確認が遅れた、それから一方で、タイミング的に今から主催者に断りを入れるのは難しい、この展覧会が開催されることで万代中央ふ頭の印象がどうになってしまうのか心配と、そういった内容をお伝えしたというところでございます。

井下泰憲委員

先ほど、県の意向かどうかもお伺いをさせてもらったのですけれども、今回の志田副知事の発言も含めて確認で聞きます。志田副知事の発言を聞く限り、県は展示内容を理由として中止要請を行ったと聞こえるのですけれども、県は、県土整備部でいいのですけれども、新ホール整備計画を止めるための企画という内容そのものを、問題視していますか、それとも問題視していませんか。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から志田副知事の発言に関する御質問がございました。

本展覧会の目的なのですけれども、一度立ち止まり、協定が継続しているホール計画を含め考える機会を設けるべきとホームページに載っているということと、万代中央ふ頭の内容に触れられていない、そういったことから万代中央ふ頭の目指すまちづくりや活性化につながらないこと、また新ホールのプロポーザルの手続が進む中、皆さんと一緒ににぎわいづくりを進めている万代中央ふ頭での開催が新ホールの建設に混乱を招くおそれがあるという判断をしたものでございます。

万代中央ふ頭では集う、憩う、楽しむのコンセプトでまちづくりを進めておりまして、本展覧会の開催につきましては、万代中央ふ頭の和やかな空間の雰囲気合わないだけでなく、民間主導によりこれまで一緒に積み上げてきたブランドの価値の低下を招くおそれがあるといった懸念から、にぎわいづくりにつながらないものという判断でございます。

井下泰憲委員

展覧会とは、そんなに人に見せられないようなことなのですか。

県民の税金を使って、石上さんにホールの設計をしてもらって、私たち議会もいいなと言って予算を付けたのです。

これをどこかに飾ろうと思ったら、にぎわいとは関係ないとか、そういう次元ではなくて、知事は何か少年少女に悪影響が出るみたいな発言もしていますけれども、幾らなんでもひどすぎませんか。志田副知事の発言は、今回の一連の流れの中で最も問題だと私は思っ

ております。

さらに、先ほど恐怖を感じる感じないの話もしましたが、県と倉庫所有者の間には明らかに力関係があるのです。

なぜなら、その覚書を読んだら一目瞭然なのですけど、覚書についても後で触れますけれど、県は口頭による中止要請を行った後、改めて文書による中止要請を出していますよね。

もし倉庫所有者が恐れていたのだったら、当然、県が言ってくれたら、そんなことをしなくても中止しますよね。

さらに、倉庫所有者と主催者は、我々が聞いている限り、現段階においても関係は良好です。

何が言いたいかというと、もしそうであるなら、先ほどの志田副知事による新ホール整備の計画を止めるための企画という発言と県の意向を倉庫所有者が勝手に解釈した可能性はないですか。

気付いていないかもしれないですけど、覚書にも書かれているみたいに、そこには明らかに優位性があるのです。

だから、これをやったらまずいことになるのではと思ったのは、まちづくりとか展覧会の内容ではなかったのではないですか。県に気を遣ったのではないですか。

だから、もしそうなのであれば、その時に県としてはそこも踏まえた判断を本来ならできたのではないですか。

先ほど長池委員が言っていましたけれど、他の場所だって紹介できたのではないですか。どうですか。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、他の場所の提供とか、そういったこともできたのではないかと御質問がございました。

5月29日に要請した時に、こちらの覚書8条に基づいて、要請に従わなければならないということを伝えました。

それに対しまして、その要請に従って倉庫の所有者が主催者に伝えたところでございます。

その時点で、先ほど井下委員から発言があったのですが、恐怖を感じたといったことは、一切発言内容にはございませんでした。

県として覚書に基づいて要請をして、倉庫の所有者がそれに従って主催者に場所貸しを断ったという経緯でございます。

井下泰憲委員

我々県議会議員もそうなのですが、一般の人からすれば力があると思われて当然だと思うのです。

ある意味、権力がある、だからモラルが問われているのですよね。恐らく県の職員だって、そう感じることはあると思います。私たちも何かに行ったときに、県の人に来てくれてありがたいと言われます。

でもそれはある意味、背景にそういう力があるから、そういう方は安心感が出るのではないですか。県の職員だったら、現場に行ったら何となく分かると思いますけれど。

その上で、これは私の意見として聞いておいていただきたいのですが、そういった県という強い立場を認識していないと、相手方が断れない可能性も十分あります。

だから、行政には優越的地位の濫用を防ぐということや法律の留保という原則、これは行政を縛る原則ですが、こういったものがあるのです。

今回、冒頭にも言いましたけれど、そういったところを踏まえたような形跡が見当たらないのです。

今回はいろんなところで意思決定が入っているので、私は、2日前か3日前に、県土整備部に公文書管理条例に基づいて、公文書を出してくださいとお伝えしましたが、何も来ていません。公文書は有りますか、有りませんか。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、意思決定に係る公文書が有るのか、無いのかといったところでございますけれども、当然、意思決定した過程は書面にてございます。

井下泰憲委員

では、結構重要なことでございますので、お昼の間に委員の皆さんにそれを出してあげてください。

お昼前にあと数分あるので1点だけ確認して……

岡田理絵委員長

小休します。（11時58分）

岡田理絵委員長

再開します。

それでは午餐のため委員会を休憩いたします。（11時59分）

岡田理絵委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

井下泰憲委員

午前中に万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会と倉庫所有者を間違えていてややこしくなっていて、すみません。自分で総括するのもあれなのですが、担当課に聞いたかったこととしては、知事の言うように恐怖感、懸念、疑念があったから県に相談したというのは事実かということです。

それと、その中止そのものが県土整備部の意向なのか、志田副知事の意向なのか、所有者の意向なのか。これは、意味合いが全く異なりますのでしっかり聞きたいと思っていましたが、いろいろ質問がありまして時間がないので、また聞きたいと思っております。

それで今回、記者会見の中で県有地なら貸していた、他の所だったらよかったのではないかということで、あわぎんホールとかアスティの名前も出されていたのですが、もしそうであれば、県は展覧会内容そのものに問題はないという認識をしていることになります。

県の目指すまちづくりにつながらないから中止をしたという県土整備部の言い方からすると、これは多分、万代中央ふ頭においてはということだと思うのです。展覧会内容に、場所だから問題があったと思っております。

また、知事は県に法的な根拠はないとも発言されています。しかし、県土整備部は文書による中止要請を行っていました。

それでお伺いをしたいのですが、県に権限がないのであれば、なぜ文書まで出して中止を要請したのか、また逆に県に権限があるのであれば、その根拠となった法令は何なのでしょうか。そこを教えてください。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、権限とか法令といったところの確認がございました。

万代中央ふ頭で開催を認めないといった文書を出しております。その根拠といいますのは、倉庫の所有者と県とで覚書を巻いております。その覚書は万代中央ふ頭の規制緩和運用指針に基づくものでございます。

この規制緩和運用指針は、条例等で普通は、倉庫としてしか貸せていない所を特別に規制緩和していくということで、2013年に万代中央ふ頭の規制緩和運用指針を策定しております。

その中で覚書を締結するということになっておりまして、万代中央ふ頭における倉庫以外の利用に係る覚書がございます。その覚書の第8条に基づきまして要請をしたものでございます。

井下泰憲委員

そこなのですね。県は覚書を根拠として中止要請を行ったと説明していますが、先ほど説明をさせていただいたのですけれど、法律留保の原則がありますよね。

あえて読み上げますけれど、地方自治法第14条第2項、普通地方公共団体は義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別な定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないと。これは過去のこれまでの判決でも条例にないと明確に違反だというように出ております。

今回、覚書の根拠となったのは指針だとありますが、それは条例ではありません。

では改めてお伺いしますが、県が展示内容を理由として理由停止を求める権限は徳島県港湾施設管理条例のどの条文に基づいてあるのか、具体的にお示してください。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、どういった根拠に基づいてしたのかというところでございます。

徳島県港湾施設管理条例の中で、土地が県有地ということなので、基本的には第6条の占有又は使用の許可でうたわれているわけなのですが、それを規制緩和の運用指針

という形で万代中央ふ頭規制緩和運用指針を適用しております。

この運用指針の中で万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に基づき、万代中央地区における物流拠点からにぎわい空間への転換を図ることについて、徳島県港湾施設管理条例に規定するもの以外に基本的な事項を定めることにより規制緩和の公正かつ円滑な浸透を図り、万代中央ふ頭の適正な発展に資することを目的とする運用指針でございます。

この運用指針の第5条第2項に基づきまして、新たな用途の利用を図る建物所有者及び新たに占用又は使用を開始する者は、占用又は使用に先立ち次の4項に同意し港湾管理者との覚書を結ばなければならないということで、倉庫以外の利用を認めることということ、協議会へ参加し活動に協力すること、将来新使用料を適用することに同意すること、新たな用途での利用に関して港湾管理者及び協議会会長の指示要請に従うことが規定されているところでございます。この運用指針に基づきまして、覚書を締結しているところでございます。

井下泰憲委員

改めて言いますけれど、何条とか書いてありますけれど、恐らくこの運用指針は効力がありません。きちんと調べてください。

もう一回言いますけれど、地方自治法上は、国でいうと政令というのですけれど、地方自治法上、恐らく条例に基づかないといけないのですが、今おっしゃったこの条例の中に、この指針が紐付けられていますか。もしあるのであれば、この条例のどこの部分が指針と紐付いているのか教えてください。

時間がないので、よくよくお考えをいただきたいのですが、この覚書に効力がない可能性は十分にあり得ると思います。

それともう一点、基本的人権の表現の自由の前で、それを制限する覚書はあったとしても、恐らく無効になります。

この辺の法的なプロセスとか、持ち上がっていくに当たって、なぜそういった検証等、誰も言わないできたのか、すごく不思議なのです。しかも県が。場合によったら大問題だと思います。場合によらなくても、現段階で大問題だと思います。

昨日、県土整備部が新たな指針を作ったり、これからいろいろ協議してやっていって新しいルール作りをするとおっしゃっていましたが、それは今後やられたらいいと思います。でも当然、そもそも条例を変えないと、制限するルールの意味はないですから。

でも既に起こってしまっている事案がありますので、もし県の中でこれを知らずに、解釈を勘違いされて、ずっとここまで来たのであれば、何か訂正しないといけないと思うのです。いろいろ変わってくると思います。

恐らく今すぐに言っても、これは出てこないのです。時間がないので質問を続けますけれど、先日の徳島新聞で横大道教授は、これは行政がやるべきことではないと、表現の自由の萎縮効果があると指摘しております。主催者もなぜ方向にそぐわないのか理解ができないというように述べております。

今、私が表現の自由を制約する可能性があるとお話しましたが、県は現段階でも、今回の県の行為が憲法の表現の自由を制約するものではないとお考えなのかどうか、教えてください。

村上港湾政策課長

ただいまの井下委員からの御質問でございますけれども、県といたしましては展覧会そのものを否定したり、作品の発表自体制限を拒んだりするという意図はないということでございます。

他の施設の開催におきましては、それぞれでルールに基づいて判断されるものということで、この展覧会の開催そのものは否定しないというところでございます。

井下泰憲委員

最初に報道が出た時は表現の自由まではどうなのかなと思いましたが、私は志田副知事の発言で完全に憲法に抵触するのではないかと不安を抱きました。

今回いろいろ言っていますけれど、本当に訂正するなら早いほうがいいと思います。でないと、現段階で既に起こってしまっている事案があるかもしれないからと私は思っておりますので、そこをお伝えしておきたい。

あと5分ぐらいなのでもう1問だけ、県土整備部から倉庫所有者に対して口頭で中止要請しても倉庫所有者が応じてくれなかったのが、最終的に中止の要請を文書で出したみたいな。これは飽くまでも私のところに入ってきた話なのですから、事実はどうかわかりません。

例えば、今後、他者から6月9日の知事の説明に反する説明がなされても、その後の県による、例えば占有許可、許認可、行政指導、また補助金などについて不利益を被ることがないのか、そういった判断をすることはないのかどうか。これは行政手続法第32条第2項に係ることですので、お答えください。

多分そういった感じで分からないのですよね。だから今回、冒頭にも言いましたが、今回の事案で中止したことそのものよりも、私は県庁内で法的なプロセスの確認が一切行われずに、検証されずに、その結果を出したことが一番危ないことだと思っております。

最後に質問した行政手続法第32条第2項は、簡単に言うとこれは県がごり押ししたかという話ですよ。

先ほども恐怖を感じたというくだりで、県の一職員だと分からないかもしれないけれど、背景に県があった場合に、当然そこでパワーバランスがはっきりしている方から見たら、一個人の課長に違うのですよと言うことは、ある意味、県に逆らう可能性を示唆しているわけです。

だから、そういうことを感じながら一個一個丁寧にやっていかないと、今言ったところに抵触してくるおそれがあるのではないかと私は思っています。

何回も言っていますけれど、昨日、神原県土整備部長が今後にぎわいづくりに基づいて新しいルールを作っていくと答弁していたけれども、にぎわいづくりに基づくのではなくて法的根拠に基づいてやらないと、今回みたいなことは幾らでも起こるし、現在、起こっていることに関して、全国から見たら、例えば法律に詳しい人とかが、あれ、これはいけるのではと思ったら勝手に訴訟してくる可能性はありますので、本当にその辺をしっかりと中で話し合って、間違っていることがあるのであれば早めに訂正しながら対応することをお願いして、私からの質問を終わります。

岡佑樹委員

井下委員の質問に関連して、今話が出た行政手続法のことは私も聞こうと思ったのですが、調べていただかなくても条文を言いますので、それに抵触しているかどうかだけ教えてください。

行政手続法第32条、要約で全文ではないですが、行政指導は任意協力によるもので法的拘束力はなく、従わないことを理由とする不利益取扱いも禁止されると書いてあります。

これが6月9日の新聞の朝刊に載っていた記事で、村上課長はお互いに納得して交わした覚書が守られなければ占用許可について考える余地は出てくるとおっしゃっています。

これは、今の両方を聞いて、多分大半の方が、これは行政手続法に違反するような発言ではないのかと考えるのが普通だと思うのですが、認識をお聞かせください。

村上港湾政策課長

この度、覚書の第8条の倉庫所有者は県の要請に従わなければならないというところに基づいて要請をしたところでございます。それそのものが直接的に不利益を与えるかどうかということについては、そういうようにならないと捉えております。

岡佑樹委員

ということは、村上課長の認識では、覚書や運用指針というものが、法律の上位に該当するということなのですね。

飽くまで条例であつたりとか覚書であつたりとか、何でもいいですが、そういうものは法律であつたり、その上位にある条例であつたりに基づいて作られるべきものだと思うのですが、それを飛び越して覚書に、言うことを聞かないのだったら外しますよということを書いても、それは認められるということなのですね。

法律にそういうことで不利益な取扱いをすることになってはならないと明確に書いてありますけれど、覚書があつたら、それで法律よりも上位の権限を有するとお考えになられているということよろしいですか。

村上港湾政策課長

今回の事案といいますのは、覚書に基づきまして要請したまででございます。

岡佑樹委員

だから覚書にそんなものが入っていること自体がおかしいではないですか。だって不利益な取扱いになる可能性が多いにありますよね。上位の法律にはそういうことはしてはならないと書いてあるのです。こういうことは覚書にも入ってはいらないはずなのです。

要請しただけでまだ実行していませんということをおっしゃっているかもしれませんが、私が聞いているのは、その要請が権限を持った行政が一般の民間の方に対して、いやいや、後で締結したこの覚書に書いてあるだろうと、その言うことを聞かないのだったら、次の契約のときには倉庫の利用はしてもらえないようになるかもしれないと言うこ

とが問題であるとはお考えにならないのですか。

村上港湾政策課長

今回の覚書なのですけれども、こちらは覚書を交わす際に、お互いに合意して交わした覚書でございます。ですから、お互いに内容についても合意しているということで解釈しています。

岡佑樹委員

何回も聞きますけれど、合意したのだったら法律のことなんかは関係ないということですね。

午前中も話が出ていましたけれど、反社会的勢力とか、闇金とかのやり方と一緒にではないですか。法定では決まっていないような高金利でお金を貸す、借ります、お前は契約したではないか、その金利を払えと言うのと何が違いますか。そういう事例と今回のことはどう違うのですか。教えてください。

村上港湾政策課長

今回締結しているこの覚書につきましては、港湾施設管理条例の規制緩和をするという規制緩和の運用指針に基づいた位置付けでの覚書ということで、この覚書を交わすに当たってお互いに合意しているところでございます。

岡佑樹委員

こういうことが横行してくると、ほかのところでも出てくるのです。上位の法律なんか関係ない、私のやりたいようにやる、そんなことが許されるのですか。だったら法律とは一体何なのですか。

法律よりそんなものが上位に来るのですか。もっと大きい法律があるのです。港湾管理条例には書いていませんよ。でも行政手続法というもっと事前のところでそういうことはしたらいけないと書いてあるのです。明確に調べました。

だけれど、お互いが合意したから構わないというのであったら、我々がやりたいようにやるのだと、法律なんかは糞食らえだと行政機関が言うのですか。法律でいろんな物事が決まって、進んでいくのですから、それは法治国家の体を成していないです。

今に始まったことではないです。この覚書であったり、運用指針であったりとかができても多分10年ものなるのでしょう。見逃していた我々も落ち度があつたかもしれない。だけれどこういう機会があつて調べたら、明らかにそこら辺の法律に違反しているではないかという話が出てきているのです。

お互い合意したから構わないというのであったら、先ほど言ったように金利50%だ、十一の金利だ、だけれどお前は合意しただろう、金を払えという業者と何が違うのですか。一緒ですよ。法律はこんなことを書いてあるけれど、お前は合意したんだらうと、だったらわしの言うことを聞け、わたしの言うことに反対するようなことをするんだったら追い出すぞと言っているわけでしょう。

もう一回聞きますけれど、徳島県の一部署かもしれないけれど、それが県としての判断

だということですね。

村上港湾政策課長

この覚書自身は港湾管理施設条例の規制緩和の運用指針の中で規定された覚書に基づいての行為ということで、港湾管理者としての判断の中でしているところでございます。

岡佑樹委員

先ほどから同じような話が続きますけれど、徳島県港湾施設管理条例があるのです。その中に規制緩和とは何なのかというのは入っていないのです。

そういうものがあって初めて運用指針を作るというのは分かるのですよ。

だから先ほど井下委員は、どの根拠に基づいて運用指針を作ったのですかということをおっしゃっていたわけでしょう。それに答えていないではないですか。

これは条例でしょう。この上位として法律があるわけで、条例の上に法律があるわけで、徳島県港湾施設管理条例とかではないです。行政手続法です。行政として当たり前に分かっておかなければいけない、当然頭に留めておかなければいけない法律です。

それに反することをしてしても別に構わないと、我々の好きなようにやるのだということですかということを知っているのです。

どうせ同じ答弁なのだろうけれど、行政に携わる者として、行政機関としてそれはいけないのではないのですか。

ほかに法律があって、こんなことを書いていますけれど、我々は覚書しているので関係ないという認識でよろしいですか。我々は好き勝手やるのだ、例えばほかに法律があろうが、条例があろうが、覚書さえ書いてしまったらこのままやるのだという認識を持っていられたいということではよろしいですか。

村上港湾政策課長

ただいま、岡委員からの御質問でございますけれども、繰り返しになりますけれども、今回の行為といいますのは、徳島県港湾施設管理条例の規制緩和の運用指針というのを定めておりまして、その運用指針に基づく覚書の中での行為ということでございます。

岡佑樹委員

まともな答えは答えられないということなのです。

徳島県港湾施設管理条例の中にこんなことは書いていませんよ。これに勝手に運用指針を作って勝手に覚書を書きましょうとやって、我々の言うことを聞かないのだったらいつでも放り出してやる、次は契約を更新しないというようなことを書いてもいいということでしょう。

インターネットで、今、徳島県が何と言われているか知っていますか。どうなっているのかと、独裁国家かといろんな所で言われていますよ。そんな認識で物事を進めようとするからそんなことを言われるのです。それはそうですよ。法律があるのですから。そんなもの関係ないですと。あなたの言い方でいうと条例のほうが法律よりも上なのですよと言っているのでしょう。

私も政治家になる前にそういうことをいろいろ勉強しましたがけれど、法律よりも上位の条例があるのは、いまだかつて聞いたことないです。根拠もないのにこんなことをやっていますよ。

今回、皆さんが朝からずっと話をしている問題に戻りますけれど、知事が言うこと、志田副知事が言うこと、担当課が言うことが全部違います。昨日聞きましたけれど、あなた方の課で決めたと言っていました。それだったら、なぜ志田副知事が違う理由で止めに入ったみたいなことを言うのか。

先ほど井下委員が昨日と同じように再度確認をいただきましたけれども、なぜ県土整備部は検討して結論を出したのに対して民間の判断ですと言うのですか。どういう情報伝達をしているのですか。それが心配なのです。

やったことがきちんと伝わってっていない。知事戦略局というのはそういう横串を刺したり情報管理をする所なのでしょう。今回のことには関わっていないのですか。答えてください。

高木知事戦略局政策推進室長

ただいま、岡委員から、今回の件についての知事戦略局の関わりということなのですが、昨日の総務委員会でも御答弁させていただきましたが、5月29日の夕方頃に県土整備部から万代中央ふ頭におきまして展覧会の開催、使用を認めないというような要請をすることについて知事に報告をしたと知事戦略局に情報共有があり、認識したところです。

岡佑樹委員

我々は聞いていなかった、関係ないということですね。

あなたたちは、横串を刺して、いろんな所から情報を集めて、統一したいいろんな考えを共有する部署なのでしょう。この部署は必要ですか。私は最初から意味がないのではと言っているのですけれど。

今、大変な問題になっていますよ。全国区のニュースです。こんなに広がるのかと思って、私もびっくりしています。

肝煎りでいろんな所と情報共有や調整をしようと言っていた部署が、決まりましたと後で知ったと。県庁の組織って、一体どうなっているのですか。

知事の会見の時でしたけれども、こんなことも言っています。混迷を極めていると言うけれども何ら混迷を極めていない。いや、極めています。

私は前から言っていますけれど、足を引っ張る輩がいるとか、悪口を言われて問題が進まないのだと言っていますけれど、誰も足も引っ張っていないし、誰も邪魔もしていない。

みんなそれぞれに考えがあって、これはいけないと思う、これはいいのではとか、もったこうしたほうがいいのにという意見を言う、当たり前のことではないですか。私はずっと一貫して反対してきましたけれど、それによって行政手続が止まったことがありますか。前も言いましたが、異論が出てきたから立ち止まって考えようかということって、今まで1回でもありましたか。ないですね。

あなた方なりに研究して勉強してきたのでしょう。1回目の公募の時も、2回目の公募の時もデザインビルドでやるのが早くて安くできると言っていましたよね。誰も来ない。

2回目は、PFI的手法というのは今の主流であって、これをやることによっていろんな業種の方々が参入しやすくなるから、研究も調査もした、このやり方がいいのだと。誰も来ない。

金額は安いけれど、これにチャレンジするかと言って失敗して、新次元の入札方式でしたか、公募方式を考えると行って、出てきたのが設計だけ出すのでしょうか。たった1年で3回も4回も調査も研究もして、結果がこれではないですか。

前のホールの計画、前と言っていますけれど今、協定が残っていますからね。破棄されたわけではないので、破棄されるまでは今も残った計画なわけです。

前計画と現計画と言っているけれどA案、B案ですよ、本当だったら。A案とB案があって、A案としましょう、石上先生の作品がA案としましょう。今、A案を出してこられたら、B案を進めようとしているのに混乱をきたすのでしたか。だからやらないでくれ。

A案の展覧会をすることが行政の手続を止めようとする意図を持っているというのははっきりしている。いや、行政の手続は展覧会をしたら止まるのですか。

だったら、そんなの言っておいてくれたら、もっと前にでも展覧会しているのですけれど。それで止まるかどうか教えてください。民間が展覧会をしたら行政の手続は止まるのですか。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、岡委員より、今回の展覧会につきまして御質問を頂きました。

今回、要請に至った理由も含め、県所有の港湾用地の管理者である県土整備部で決定されたものでございまして、当課としましては民間団体や設計事業者の方が展覧会を行うに当たりまして何らかの見解を申し上げる立場ではないと考えております。

岡佑樹委員

展覧会を開催するかどうかは聞いていません。私は民間で展覧会をすることによって行政の手続が止まるということがあるのかと言っているだけです。今まで、民間で展覧会されたから行政がストップしたということがありますか。

一番の公の場所である議会でも、こんなことをしたらいけないだろうと言っても、平気で進めてきたではないですか。結果がこれでしょう。

私は1年目からこの委員会に所属していますが、ずっと新しい計画をするのだったら前の計画をきちんと整理してからにしないと行ってきました。だけれど、無視して突っ走ったではないですか。

立ち止まれとは言っていない。前の計画を整理してからでないといけないだろうと。これぐらいのことは、行政の手続としてでなく、一般社会人として当たり前常識だろう。それを無視して勝手に突っ走って、放置しておいて、結果がこれではないですか。誰に責任があるのですか。整理しなかったほうでしょう。

今になって邪魔する意図があるようなイベントだからという言い分はないのではないですか。何回も言ってきましたけれど、こんな所と誰が仕事したいと思いませんか。

突っ走って、11月か、今でそろそろ3年弱ぐらいですか。やってきた結果がこれです。早くできる、安くできる、半額でできる、いいものができる、音響もすばらしいものがで

きると言っていたではないですか。しまいには音響だの、2,000席あるだのは関係ない、運営者の努力だと言い出しました。誰も音響が良くなかったら来てくれないとは言っていない。知事が自分で言ったのです。

イベントをするのに2,000席ぐらいのものがないと、それなりにビッグと言われるようなアーティストの人が来てくれないと言っていました。関係ないと言い出しました。一体、今まで何の勉強していたのですか。3年も掛けて状況をぐちゃぐちゃにして、粛々と進めますと言っても、進んでいないではないですか。

本当だったら、前の計画では来年度には完成予定だったのでしょうか。令和9年度でしょう。今は令和8年でしょう。

本会議でも何回も言いましたが、早くもないし、安くもないし、今の計画と比べたらあかんですよ。次も200億円は超えてくるでしょう。前の計画だって計算し直したら高いものになると思います。

言っていた半額はどうか。今回のホールが揉めているのも、なかなか進まないのも人がなかなかいないのです。資材が高騰しているのです。こんな状況は何年も前から一緒のことでしょう。違いますか。また設計するのでしょうか。お金を出すのでしょうか。7億円ですか、8億円ですか。

民間の方々が一番不安に思っているのは、あそこは選挙があって体制が変わったら何もかもひっくり返されると思われているのです。

またできないとなったら7億円、8億円掛かる。誰のお金なのか。知事がポケットマネーで出すのだったら、好きにしたらいいと思います。趣味が設計で、設計してみても言って造るのだったら、別にいい。何回も言っていますけれど、県民の税金です。どれだけ、時間と、労力と、お金を無駄にしてきたのですか。

一歩前進と何十箇月も前にこの委員会で言っています。ホール計画の終止符が打たれましたと。ホール計画を潰すということですか。何もかも滅茶苦茶にするということですか。

設計のコンペはするのでしょうか。結果も出てくるのでしょうか。この状態でここから進むと思いますか。表現の自由であったりとか、権力の濫用であったりとか、言論統制ではないか、どんな言論なのか、全国的な問題になっているのです。そういう所に来ると思いますか。これからもスムーズに進むと思いますか。御見解をお伺いしたいと思います。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、岡委員より、新ホールの今後の進め方につきまして御質問を頂きました。

ただいま公募型プロポーザルということで3月30日に公募開始をさせていただきまして、本日報告させていただきましたとおり5月8日までに18社からの参加表明がありまして、5月22日から6月1日に掛けて一次審査を実施した上で、二次審査に進む事業者を6月2日に公表したところでございます。

引き続き、二次審査ということで7月27日には優先交渉権者の決定を行うこととしております。

今後、設計協議の中でスケジュールのお話であったり、コストのお話であったりですとか、しっかりとコストダウンが図られるように設計協議に臨んでまいりたいと考えております。

そして新ホールの整備に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

岡佑樹委員

同じ話を何回も聞きました。自分らの責任でことごとく失敗しているのです。その都度、人のせいにするのです。先ほど言ったけれど、足を引っ張る輩がいるとか、一部のメディアがとか、またSNSで書くのです。SNSで真実の一つと、どこかの名探偵みたいなことを言っていましたけれど。

滅茶苦茶にするのもいい加減にしてくれなのです。何もできないのだったらじっとしておいてください。携わって仕事している人らみんなが迷惑です。

これも何回も言っていますけれど、もう一回ちゃんと認識してください。今回の案件はひどすぎます。

記者会見のこととか皆さんが言ってくれたから、昨日も言っていますけれど、嘘ではないですか。民間の皆様方とも話をして、民間の方々が決めていますと。いや、県で話してと言っているではないですか。

どんな認識違いが出てきたらこんなことになるのですか、一体どんな伝え方をしたのですか。何か違う言語で、日本語以外でもやりとりしているのですか。理解ができないのだけれど。徳島県はこんな簡単なことすら通らないような組織になってしまったのですか。

はっきり言うと、今回の事案を見ても信用するに値しないです。みんなが少しずつでもばらばらの違うことを言う、これで真実の一つと言うのです。どれが真実かと、あなたが言うことと、志田副知事が言うことと、部局が言うことが違うではないですか。

せめて行政としての、組織としての体制をちゃんと整えてください。やるべきことはそこからです。公の場所で違うことを言わない、ちゃんと統一した見解を言う、聞いたことには嘘をつかない、当たり前のことから始めてください。

まちづくりだの、将来にわたってのビジョンだの、今の状況はそれ以前の問題です。そんなところへ行くような話はやらない。よく考えてください。

正直言ってしんどいです。2年半ぐらい、ずっと同じことを言っています。ちゃんとしろ、きちんと話し合いしろ、整理をつけてこい、ビジョンを出せ、まともな説明もできないようなことはするな、そのことしか言っていないです。

社会人として当たり前のことを当たり前にできるようにしてください。知事にも言っておいてください。余り質問にはなっていないかもしれませんが、終わります。

岡田理絵委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それではこの際、申し上げます。委員外議員がおいでしています。仁木議員から発言の申し出がありました。委員外議員の発言については議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず仁木議員から趣旨の説明をお願いします。

仁木啓人議員

新ホールの展覧会の一件についての質問をさせていただきたいと思います。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。仁木議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは仁木議員の発言を許可いたします。質疑をどうぞ。

仁木啓人議員

この一件について私は先ほど来、根拠について、法令また条例に基づいた部分を確認しようと思って来させていただきましたが、先に質疑がございました。

これに付け加えて質疑をさせていただきたいと思いますが、根拠については確かに条例にのっとらなければならないのですよね。

この中で本当に第6条だけですか。第6条だけで運用指針を作られているのか、助け舟で確認させてください。

村上港湾政策課長

港湾管理施設条例の中で行為の規制というのが第4条にございます。その中でいろいろな行為をしてはいけないという項目を記載している所にも関係しております。

仁木啓人議員

そこを先ほど説明しなかったから噛み合わないわけです。行為の規制をするというのは条例に書かれているのでしょうか、だからやったのでしょうか。分からないではないですか。

皆さん今は言いたいことがいっぱいあるのだけれど、整理がつかないのは規制するという条文がどれなのかというのを第6条で全部言ってしまったから。規制緩和が第6条なのでしょう、こういうことだと思うのです。

だからそういうことを分かった上で答弁していただかなかったら議論にならないと思いますので、この点はちゃんとしておいてください。

となれば、規制を行ったのは第4条で読み込んでからやりましたと、これは分かりました。だからこれは規制なのです。要請ではないのです。規制行為を要請として執行したということなのです。これは誰がする権限になっていますか。

村上港湾政策課長

港湾施設管理条例に基づく行為というのは知事に基づくものでございます。

仁木啓人議員

知事が行うのですよね。だから知事が最終的に許可しなかったら、許可というか、認めなかったら命令は出せない。だから担当課だけの判断にはならない。それが条例上、示されていることです。

その上で、その行為規制というのは、条例のほうが上なのです。だから運用指針のいわ

ゆる今回の用途は見合わないからという部分は、条例上のどこを見ているのか。運用指針というのは規制を緩和させるものですから、規制をまた掛けるというものではない。規制を掛けるのだったら条例です。縛っていくのは条例でしかできない。運用指針は緩和なのです。

だから、覚書も含めてですけど、今回の要請をした根拠は条例上どこにあるのか、この禁止行為に当たるのか教えてください。

村上港湾政策課長

ただいま、仁木議員から、行為の規制は条例のどの部分に当たるのかというところでございますけれども、行為の規制の第4条第1項第6号、第7号で、港湾施設において物品の販売とか物品の加工も規制しているところでございます。

こういったものも含めて規制緩和ということで、運用指針を定めているところでございます。

仁木啓人議員

物品の販売も加工もしていない。あそこで設計しているわけでもないし、だから、これで本当に読み込めるのかというリーガルチェックをされたのですかということは非常に大事だと思います。それはされたのですか。

村上港湾政策課長

この度の判断ですけれども、万代中央ふ頭の規制緩和運用指針に基づく倉庫所有者と県との間で締結した万代中央ふ頭における倉庫以外の利用に係る覚書の第8条により、倉庫所有者に対し本展覧会の開催場所として使用を認めないよう要請に至ったというものでございますけれども、この要請を行うことについて法律相談した上で倉庫所有者には要請をしているところでございます。

仁木啓人議員

リーガルチェックというのは、これが本当に第4条第1項第6号、第7号に当てはまって規制をするという、その部分を読み込めるのかということをチェックされたのかということなのですけど、昨日の答弁ではしていないとおっしゃっているのでしょうか。していないのか、しているのか、どちらですか。

村上港湾政策課長

今回の要請を行うに当たって、倉庫以外の利用に係る覚書に基づいて要請をすることについて確認をしたというところでございます。

仁木啓人議員

分かりました。

いいよと言っても噛み合わないのであれですけども、条例があって、運用指針があって、協定があって、その順番だと思うのです。

その順番で言えば、第4条第1項第6号、第7号で展覧会を展示場と読み込んで執行するかもしれませんが、元々の条例の趣旨は、いわゆる禁止行為の中に表現の自由を規制するという想定がされるものだったのかというのは考えられますか。条例の趣旨として禁止行為の部分に対して表現の自由を侵すというものは、条例の禁止行為の中に存在すると思われませんか。

村上港湾政策課長

ただいま、仁木議員から、表現の自由の侵害についての御質問がございました。

今回の行為は、県としましては展覧会そのものを否定したり、作品の発表自体、表現の自由というのを拒んだりする意図というのはございません。そういった中で考えているところでございます。

仁木啓人議員

何が言いたいかといいましたら、条例というのは上位法である憲法であるとか法律とかを飛び越えた規制なんて絶対しないのではないかと思いますのです。

だからこの条例の趣旨は、いわゆるまちづくりに合わないとか、にぎわいがどうか、そういった部分なんていうのは規制対象にはならないはずなのです。

その規制対象にならないはずの部分を条例に書き込まず、運用指針に落とし込んでいるということが最大の問題だ。

それなら条例に書いて、条例が間違っているという判断を司法にしてもらったらどうですかと私は思うわけです。その前に議会は通らないかもしれないけれど。

井下委員がおっしゃっている、これって条例上どこに根拠があるのだという中で根拠がない部分がここにあると。

にぎわいがどうか、街並みに合わないとか、脅威だとか。脅威だが一番問題。脅威がもしあったとしても、それは上位法の中で定められている、例えば暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律であるとか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）であるとか。その規制に該当するものだったとすればという条例の立法趣旨の想定だと。そんな条例は存在しないはずなのです。

その点について今のやりとりをして、今回の要請の判断というのは本当に正しいかどうか今一度、課長、部長、お聞かせいただけますか。条例の趣旨又は条例上、運用指針、この状況を踏まえて、どう思われますか。

村上港湾政策課長

万代中央ふ頭の規制緩和の運用指針でございますけれども、これは万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様と一緒に積み上げてきて作った運用指針ということで、それに基づく覚書ということでお互いに合意をしているという建付けの中で覚書を締結しているということで、今回の行為もその合意した覚書の中での行為ということでございます。

今回そういったルールが分かりにくいというところでございますけれども、こういったことも今後、まちづくりと一緒に築き上げてきた重要なパートナーと考えております、倉庫所有者をはじめ万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆さんの御意見等をいろいろ

ろ聞きながら検討を重ねて、ルールを作っていきたいというように考えております。

岡田理絵委員長

仁木議員、まとめてください。

仁木啓人議員

まとめます。

条例違反かどうか今一度検証する必要があるということは指摘と、議会もチェックしなければいけないのかなと思います。

そのことは述べさせていただきたいのと、あと私は2年か、3年か、4年前に、調べたら出てきますけれど、あそこの万代中央ふ頭で利用したいという方がいらっしゃったので、どういう要件がありますかというのはレクを受けているのです。

ここでそぐわないとか、にぎわいがどうこうという部分に対して、いけなかったら許可できませんと書いていると、これはどうなのだという話を当時の担当の人にした時に、これは風営法か、それか反社会的勢力かぐらいですよという話で私はレクを受けています。誰とは言いませんけれど、それは私がお願いしたから覚えていると思います。

その時と見解が変わっているのだったら、なぜ変わったのか、何の根拠で変わったのかというところも疑念がありますから、そういった過去も踏まえて今後また本会議でも質問させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

岡田理絵委員長

この際、申し上げます。立川議員から発言の申し出があります。まず立川議員から趣旨の説明をお願いします。

立川了大議員

私も万代中央ふ頭における展覧会中止の件でございます。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。立川議員の発言を許可したいと思いますますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは立川議員の発言を許可いたします。質疑をどうぞ。

立川了大議員

四つ聞きたいのですが、時間が15分しかないので端的にいききたいと思います。

まず、この度の県土整備部の意思決定を経て、報道等にも書かれておりますけれども、後藤田知事からも事前に中止要請の報告をして了承を得たというのがあります。

ここで伺いたいのですが、この了承の部分なのですが、不了承というか、了承しないと知事が言ったら要請はしたのか、していないのか、お答えください。

村上港湾政策課長

今回の要請につきましては、5月25日に倉庫の所有者からの報告を受けて5月28日にヒアリング等を行って決めていたことでございますけれども、本展覧会の目的が構想にある万代中央ふ頭のまちづくり、地域活性化につながらないと判断して、県土整備部として要請を行う方針をボトムアップで意思決定し、庁内関係部局もございますので情報共有を行った上、知事まで報告したものでございます。

立川了大議員

報告をして、知事が了承されたのだと思うのですが、了承されなかったら中止要請はしたのか、していないのかを私はお聞きしています。お答えをお願いします。

村上港湾政策課長

今回の経緯ですけれども、県土整備部として要請を行う方針で、ボトムアップで決定したということで、そういった仮定のことについてお答えすることは控えさせていただきます。

立川了大議員

分かりました。時間がないので次に行きます。

知事の記者会見の中身のことで伺います。その中で、これは知事の発言を読みます。「ただ今回は民間の人が、おいおい、これは危ないぞと、このイベントは違うのではないかと、我々に一報がなければ多分そのままやられていたんでしょう。ただ、こういうのはまちづくりにおいていかなものかと、こういう恐怖感、懸念、疑念が生じたから、我々に最初の案と全然違うのですという話があったと。こういうことでありますから、我々は県民を守る立場でもあります。」まずこのくだりがあります。この後に、「官民の事業体、協議体においては、それは不安に思われるのは仕方ないですね。またその流れで、少し危険性を感じられたのではないですかね」とあります。

これで、ここだけを聞くと、この所有者の方が相談に来られた時に、この言葉だけを聞くと、本当に切羽詰まって来られているような印象を私は受けました

知事はそういうことを言われていますけれども、この所有者が切羽詰まって本当に助けてくださいというような感じで来られたという認識をされておりますでしょうか。

それと知事が、我々が逆に盾になってでもともおっしゃっているので、盾になるということは所有者を守るという意味だと私は理解しますので、実際にその方が相談に来られた時にそのような恐怖感とか、懸念とか、不安とか、危険性とか、そんなものを御課として感じましたか。それをお答えください。

村上港湾政策課長

ただいま、立川議員から、要請に至った経緯というところでの御質問でございますけれども、今回5月25日に倉庫の所有者からは、まず展覧会の開催内容についての報告があったものでございます。

この報告を受け、万代中央ふ頭のまちづくりにつながっていくかどうかという検討を重

ねて、5月28日に倉庫所有者にヒアリングを行いました。

またこのヒアリングの内容というのが展覧会の内容の確認が遅れたということと、一方でタイミング的に今から主催者に断りを入れるのは難しい、この展覧会が開催されることで万代中央ふ頭の印象がどうになってしまうのか心配とのことでございました。

これを受けて検討し、県土整備部としてボトムアップで要請する方針を決定して、最終的に倉庫所有者の方に要請して、倉庫所有者はそれに基づいて開催を断ったというところでございます。

立川了大議員

倉庫所有者と認識違いがあるのかな。倉庫所有者が最初にこのイベントの中身が違うと。だから、いずれにせよヒアリングの時でも、最初の5月25日の時でも、5月28日の時でも、そういう危険性を感じるとか、恐怖心を感じるとか、そういう切羽詰まった感じを県土整備部としては感じられましたか。そういうように受け取りましたか。お答えください。

村上港湾政策課長

まず倉庫所有者から5月25日に報告を受けたということですが、5月中旬に主催者である日本建築家協会四国支部徳島地域会からイベント会場となった倉庫の所有者に対して、建築とまちづくりの企画展の場所の提供をしてほしいという旨の打診があって、口頭での話が進んでいたと聞いております。

その後、具体的な内容になってきたということで、この展覧会の概要というのが分かったということで、5月25日に県にまずは報告があったというところでございます。

その後のヒアリング内容につきましても、先ほど申しましたように、ヒアリングの内容というのは、相手方からの聞いた内容としましては、展示内容の確認が遅れましたというところと、一方でタイミング的に今から主催者に断りを入れるのは難しい、この展覧会が開催されることで万代中央ふ頭の印象がどうになってしまうのか心配といったことでございました。そういった内容でございます。

立川了大議員

分かりましたとは言えません。余り分かりません。聞いたことにお答えしていただけないのかなと、不誠実さも私は今、感じています。

本当に時間がないので次に、4問いこうかと思ったのですが1個飛ばして、これは知事のFacebookの話なのですが、これは昨日になるのかな、まず読み上げます。これは携帯なので見せる資料も用意していないので読み上げます。「万代中央ふ頭にぎわい構想、県民と共に万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様と長年の信頼関係の下、将来ビジョンに向けて進行中、我々は徳島新時代に向け走り続ける、決して分断されない。もう一つが視界良好、徳島新時代へ、徳島新時代新ホールの進展二次審査へ、我々は徳島を前に進めるのみ、分断には決して屈しない。」こうFacebookに上げられております。

まず知事は我々と言っていますけれど、我々というのは、県土整備部はどういうことを指していると思いますか。答えられないですか。ではここはいいです。では分断とおっしゃっていますけれど、何と何を分断されようと思っているのか、知事戦略局にお伺いし

ます。

（「知事戦略局は横串を刺す所だからいけるだろう」と言う者あり）

答えられる所はどこですか。では知事戦略局に聞きます。

この分断は何と何の分断を指しているのですか。それと加えて今、何かから分断工作されていることがあるのでしょうか、そういう認識があるのでしょうか、教えてください。

高木知事戦略局政策推進室長

立川議員から、昨日の知事のSNSの内容についての御質問かと思えます。

昨日は知事の個人のSNSにおきまして幾つか投稿がされているということは把握しておるのですが、知事戦略局としては知事個人の投稿されたものでございまして、その内容についてお答えしかねるところがございます。

岡田理絵委員長

立川議員、まとめてください。

立川了大議員

では、知事の記者会見に戻ります。

この中に、おかしなイベントが開催されたりとか、いわゆる青少年少女に悪影響を及ぼすとか言っているのですが、港湾政策課は今回の展覧会が青少年少女に悪影響を及ぼすというように認識されていますか、されていませんか、それをお答えください。

村上港湾政策課長

今回の展覧会の内容につきましての御質問でございますけれども、今回の展覧会の内容が万代中央ふ頭におけるまちづくり、それから活性化につながらないものといった判断をしているところでございます。

立川了大議員

分かりました。

時間もあるのでまた引き続き、いろいろ付託委員会とか、いろいろな所で聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

岡田理絵委員長

それではこの際、申し上げます。扶川議員から発言の申し出がありました。まず扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

万代中央ふ頭でのイベント中止問題です。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに

御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。質疑をどうぞ。

扶川敦議員

はじめに意見だけ申し上げますが、5月9日、知事が主催者であるJ I A徳島地域会会員の事務所を訪れて変なこととしてほしくないと言った言わないという問題です。会員が送ったLINEのメッセージが証拠とされますが、それは知事が送ったメールではなくて会員が送ったメールで、この会員も展覧会に関わっている人で、いわば利害関係者ですから、私は即決的な証拠だとは評価しておりません。

以前、前の知事と今の徳島市長が文化センターの県有地の無償貸与で合意したとか、しないとか、真っ向から対立した際に、この本会議で私自身、どちらかが嘘をついているということを指摘しましたが、どちらが嘘つきだとは決めつけませんでした。

単なる印象で語ることの危険というのは私自身、過去に生活保護不正受給で全部私が指示したと決めつけられて最高裁まで戦ったけれど負けた苦い経験があります。ですからその怖さというのはよく知っております。

実は私もその時、真実の一つ、私がそれを一番よく知っていると裁判の会場で言いました。真実というのは印象に基づく多数決で決まるものではありません。どちらが本当だと思うかなどと県民アンケートを取っても何の意味もありません。

冤罪事件が熱心に語られる昨今、そういう決めつけこそ怖いということを、警鐘を鳴らしておきたいと思います。

次に、万代中央ふ頭倉庫を使用させなかったことについて踏み込んでお尋ねしますが、私は旧文化センター跡の案に固執することは県民の願う新ホールの早期設置に反するし、県都の活性化にも役立たないという立場です。

しかし、それでも表現の自由の保障という観点から、県の施策に反対する政治的な主張を含むイベントであっても、それを理由に県民の施設利用を禁じてはならず、それは職権の濫用だと考えます。

しかし、あわぎんホールなどが公の施設として用途を制限せずに政治集会なども含めて自由に利用を認めているのと違って、県がこれまで説明をしてこられたように、万代中央ふ頭というのは穏やかな、平和な環境で、家族連れなどが和みの場を楽しむ、そういうコンセプトとして県と民間がにぎわいを創出しようと取り組んできた、いわば特別な空間です。

仮にその場所で特定の政策的、政治的主張、すなわち今回で言えば県立ホールの旧計画に賛同を求めるという行動が長期間続くようなことがあれば、あるいは来訪者に対して、その賛同を働き掛けるようなことがもしあれば、これは政治集会同様、民間主導で作りに上げてきた万代中央ふ頭のコンセプトにそぐわないと私は思うのです。

そこまで具体的に考えていたかどうかは別にして、5月28日の倉庫所有者からのヒアリングにおいて、この展覧会が開催されることで万代中央ふ頭の印象が悪くならないか心配であるという意見が出たわけです。

私は、そうであれば万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の方々が大切にしてきたコンセ

プトを壊すようなことはできない、そういう理由で一定、表現の自由との比較考慮をして中止を要請することはあり得ると思うのです。

私もそうですが新ホール場所は藍場浜が良いと考えて、現在の県の計画を支持する県民もたくさんいます。

その人たちの中には、展覧会会場を快適で穏やかな空間にはとても感じられなくなってしまふ方もいるでしょう。

実際、私は先日、早く新ホールを実現してほしいのに、今更何を、時計を巻き戻して遅らせるようなイベントをするのだという反発の声も聞きました。

そういう意見の対立は、いわば混乱です、和みの場に政争がなじまないのは明らかです。

県の言うプロポーザルまで進んでいる新ホールの早期実現に悪い影響を与える混乱というのは単に、先ほども説明があったように県のホームページで内容を紹介しているから県民に誤解を与えることもさることながら、そういう危惧もあると私は思うのです。

先ほど今、分断とは何ぞやという質問がありましたが、これまた分断を進めてしまうことになるのではないかと思います。そういうように思うのですが、感想を聞かせてください。

村上港湾政策課長

この度の本展覧会の目的ですけれども、扶川議員の御質問でもございましたように、一度立ち止まり、協定が継続しているホール計画を含め考える機会を設けるべきとなっていること、万代中央ふ頭の内容に触れられていないというホームページの内容から、万代中央ふ頭の目指すまちづくりや活性化につながらないという判断をして、展覧会に関する要請を行ったというところでございます。

扶川敦議員

だから目指す内容にそぐわない、活性化につながらないということの私なりの解釈を申し上げているのです。そういう意味を含むと私は思います。

逆に言うと、この展示のイベントが事前に十分内容の確認がされていて、これは単なる意見表明の場であって、訪問者に特定の主張を押し付ける行為もないし、短期間でやるもので、その結果、混乱が生じるおそれもないというのであれば、イベントの内容や、それをどこで開催することかということに関しては、何ら県は問題にしていないのですから、当然中止要請をするべきではなかったと思うのです。私はそう思うのですが、どう思いますか。

村上港湾政策課長

ただいまの扶川議員の御質問でございますけれども、県としましては、まず展覧会そのものは否定していないということと、作品の発表自体の制限や拒んだりするということではございません。

先ほども申したように、万代中央ふ頭のにぎわいづくり、活性化につながっていかないと、そういったものの判断をしたというところでございます。

扶川敦議員

そうですが、それは分かっているのです。だから、同じ答弁ばかりで面白くないですけども、特定の主張を押し付けるのではなくて短期間にやるというのは、使い方の中身に係ることなのです。使い方に係ることなのです。

新ホールの新しい物と古い物を比較したい、自分たちの意見を言いたいという内容に関わることではないのです。こういう内容に関わることでないことに関して施設管理上の支障とか、それからコンセプトとのずれとか、それを理由に中止要請するのは、これは表現の自由侵害にならないと私は思うのです。なりません。ならないと思うのです。

（「真実の一つ」と言う者あり）

そうです。

しかし実際には、昨日の県の委員会での説明の音声を私は全部聞きましたけれども、イベント内容に関して、そういう十分な相談が主催者や県や所有者、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の間で不許可の要請までにしっかり行われなかったとは思えません。特に主催者との相談が行われていない。

5月中旬に報告があって以来、6月3日の不許可理由を主催者に説明するまで本当に短い間、つまり今回の使用直前の使用拒否というドタバタ騒ぎを生んでしまったのは、申請内容の確認が遅れた手続の問題に加えて、内容説明が遅かった主催者側にも私は責任があると思います。

長期間施設を占有するのに書類もなく期間も決まっていないのは杜撰すぎると知事が批判していましたが、これはあながち間違っていない。したがって今後ルール of 明確化や手続の整備は是非必要です。

そこでルールについて2点お尋ねします。まず同意できない主張の宣伝だからという理由で施設の利用をやめさせることは、表現の自由の侵害や政治的主張の侵害による不当な差別であって権限の濫用になるということを基本としたルールを、憲法に沿ったルールを作っていただきたい。いかがですか。

村上港湾政策課長

ただいま、扶川議員から、ルール作りについての御質問がございました。

今回の事案を契機に万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会をはじめ、県とにぎわいづくりを築き上げてきた重要なパートナーである倉庫所有者といった方々、いろいろな関係者の皆様の意見をしっかりと聞いて、倉庫利用に当たっての手順や手引等の具体的なルール作りというのを検討していきたいと考えております。

扶川敦議員

これだけ表現の自由を守れと言われているのですから、皆さん公務員ですから今私が申し上げたようなことは、いろはのいです。前提として作る。当たり前のことではないですか。それを言えないようでは、ちゃんと答弁していないと言われます。私は応援しているのですからもう少しお願いします。

もう1点、例えばイベントによる長期占有や来訪者に対する過剰な働き掛けによる宣伝行為、あるいは雰囲気壊すような迷惑行為なんかが起こって、にぎわいづくりのコンセ

プトを損なわない、こういったことはルール化していいと思うのです。

今度のイベントは、ホームページを見ると期間の定め無しになっています。これはおかしいです。それだけ特定の人に、しかも特定の主張を出すイベントに占用させる、私はこれだけでも要請をする中身があるのではないかと思います。

こういうことは施設の設置目的に反する使い方だとして県として認めないことを書類で確認した上で、今度のような混乱が生じる心配がなくて県民が安心して穏やかに利用できるルール作りをしていただきたいと思います。いかがですか。

村上港湾政策課長

ルールの検討に当たっては、いろいろ考えていただきたいという御意見でございます。

今回のルールを検証するに当たって倉庫所有者、それから万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会としっかりと検証をまずは重ねて、今回どういったものが問題であったのかとか、どういったルールが欠けていたのかとか、そういったものを十分に話し合い、関係者の皆さんの意見をしっかりと聞いた上で倉庫利用に当たっての手順、手続等のルールというのは皆さんと話し合いながら決めていきたいと考えております。

扶川敦議員

今回も、表現の自由を侵害するなんていう気持ちはさらさらなかったわけでしょう。

規制要請することが表現の自由の侵害にならないということを思っていたわけですよ。私は今、それはこういう理由であれば侵害にならないよということを申し上げたのです。

この内容をしっかりと検討して具体的なルール作りに生かしていただきたいと思います。いかがですか。

村上港湾政策課長

ただいま、ルール作りにしっかりと検証をとという御意見でございます。

先ほども申しましたように、今回の展覧会の開催自体は県としても否定するものではありません。

他の場所で開催するといったもので構わないというところでございますけれども、今後どうルール作りをしていくかということで、万代中央ふ頭はにぎわいづくり協議会、倉庫所有者、みんなで歴史を重ねて規制緩和に取り組んできたという、皆さんが同じ方向を向いてやっていこうというところでございます。

そういった中で、規制緩和の中でも方向性というのはしっかり皆さんで議論していきたいなと思っております。

今回のいろいろ課題となっていることは十分に検証を重ねて、皆さんと共にルールを作り上げていけたらというように思っております。

岡田理絵委員長

扶川議員、まとめてください。

扶川敦議員

大体言いたいことは言いましたけれど、先ほど仁木議員が議論されていた条例上の根拠です。規制緩和のほうで覚書を作ったのであれば、それは覚書の読み方としては規制緩和をしませんよということが言えると思うのですよね。

そういう意味では事実上、制限になってくるという解釈でいいのではないかと私は思います。以上で終わります。

岡田理絵委員長

それでは、これで質疑を終わります。

これをもって、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を閉会いたします。（14時33分）